

# 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度について

森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給などの働きを通して、私たちの日常生活に関わりを持つ重要な役割を果たしています。「伐採及び伐採後の造林の届出制度」は、森林の伐採と造林がこの計画に従って適切に行われているか確認するために、届出書等を提出していただくものです。同時に、森林の大切な働きを失うことのないよう、伐採した跡地への造林計画を事前に届け出ることも義務づけられています。(森林法第10条の8)



本町では、「湧水町伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領」を制定いたしました。

※伐採届出書が  
変更になりました

↓ 届出の手順概要是次のとおりです ↓

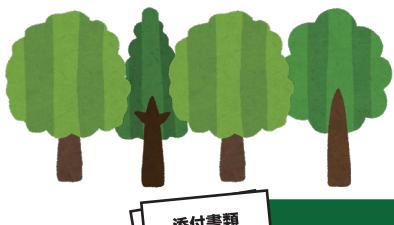
伐採及び伐採後の造林届出書提出  
(届出者、森林所有者、伐採業者の連名で提出)  
伐採開始時の90日～30日前まで

90  
日前

届出書  
提出期間

30  
日前

伐採  
開始日



届出書受付(役場産業振興課林務係)



添付書類の提出や現地調査



伐採地の地籍図、登記簿謄本、相続人代表であることの申立書、各関係機関との協議書及び許可書等の写しなど



1ヘクタールを超えない  
小規模な林地開発

計画の変更命令  
(役場→届出者)

森林施業の継続

森林以外の用途

適否の審査(役場)

内容の確認(役場)

適合の通知等(役場→届出者)

確認の通知等(役場→届出者)

伐採届出済標識(伐採を開始する前日までに)

伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者、連絡先、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識を掲げる



伐採及び伐採後の造林に係る森林の  
状況報告書

人工造林が完了した日から30日以内に伐採及  
び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

伐採及び伐採後の造林に係る森林の  
状況報告書

伐採を完了した日から30日以内に伐採及  
び伐採後の造林に係る森林の状況報告書